

米国特許情報

裁判地に関する米国連邦最高裁判所による判決後に
連邦地方裁判所に提起された特許侵害訴訟件数の変化を示す統計データ

2017年06月26日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国連邦最高裁判所は、2017年5月22日に、*TC Heartland LLC v. Kraft Foods Group Brands LLC* 事件において、審理の結果、全会一致で、CAFCの判決を破棄差戻し、特許裁判地における "residence" の定義を以下に示すように明確化しました。すなわち、連邦最高裁判所は、28 USC 1400(b) に規定の裁判地において、米国内の法人の "residence" の定義に関し、**当該法人が法人格を取得している州のみを意味する**ことを明確化しました。

なお、連邦最高裁判所による本件判決の前は、特許裁判地 ("patent venue") における "residence (reside)" の定義を広く適用し、被疑侵害者が裁判所の対人管轄権 ("personal jurisdiction") の対象となっている任意の裁判地において居住していると見做され、当該任意の裁判地で特許侵害訴訟が提起されてもよいとされてきました。

上記最高裁判決から約1ヶ月経過しましたが、本件により、実際に連邦地方裁判所への特許侵害訴訟の提起件数にどのような変化が生じているかについて、以下に説明します。

【全3頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。